

報道機関各位

土地収用法に基づく 事業認定申請書等の写しの縦覧について

土地収用法第 24 条第 1 項の規定により、長野県知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けましたので、同条第 2 項の規定によりこれらの書類の縦覧を行います。

起業者の名称	箕輪町
事業の種類	木下保育園建設事業及びこれに伴う用水路付替工事
起業地	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪字北城地内
縦覧場所	箕輪町役場 子ども未来課
縦覧期間	平成 30 年 12 月 19 日（水）から平成 31 年 1 月 4 日（金）まで 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで （土、日、祝日、平成 30 年 12 月 29 日（土）から 平成 31 年 1 月 3 日（木）までを除く）
その他	事業の認定について利害関係を有する方は、縦覧期間内に限り、長野県知事に公聴会開催請求書を提出することができ、また、長野県知事に意見書を提出することができます。

添付資料 有 無

育てる男が、家族を変える。社会が動く。



箕輪町は、
イクボス・温かボス
イクメンを応援します！

子ども未来課 保育園施設係
(課長) 北條 治美 (担当) 佐藤 裕樹
電話：0265-79-3111 (内線) 163
FAX：0265-79-0230
E-mail：kodomo@town.minowa.lg.jp